

40歳以上のみなさんが 保険料を納めます

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

！ 保険料は牧之原市で決めています

● 65歳以上の方の保険料は、市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得に応じて段階別に区分されます。

★(保険料は3年に1度見直されます。)

$$\text{基準額} \rightarrow 5,600\text{円} = \frac{\text{牧之原市の介護サービス総費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{牧之原市の65歳以上の方の人数}} \div 12\text{ヵ月}$$

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

！ 加入している医療保険によって決め方、納め方が違います

国民健康保険の方

● 所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。

● 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の健康保険の方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

決め方

納め方

介護保険料はいつから納めるの？

40歳になる方 誕生日の前日の属する月の分から、2号被保険者としての保険料を納めます。

65歳になる方 誕生日の前日の属する月の分から、1号被保険者としての保険料を納めます。

例 8月1日が誕生日の方 → 7月分から
8月2日が誕生日の方 → 8月分から

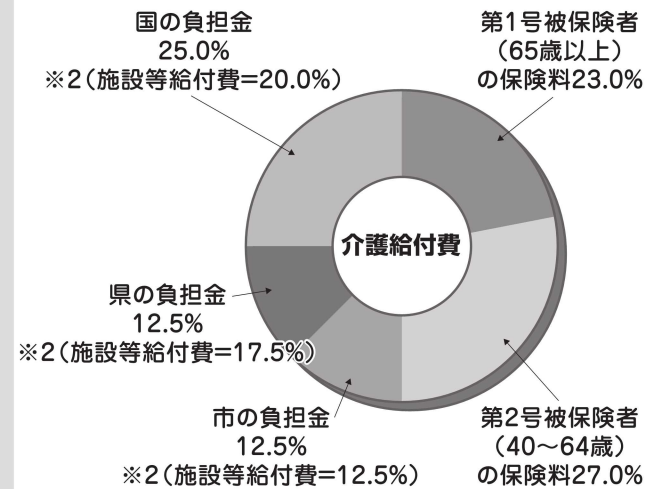
？ 保険料は何に使われるの？

介護保険料は介護サービス等をまかなう費用などに使われます。



介護保険サービス費及び 地域支援事業費の財源内訳

介護給付費(施設等給付費)



65歳以上の
保険料で23%分を
まかなうんだね



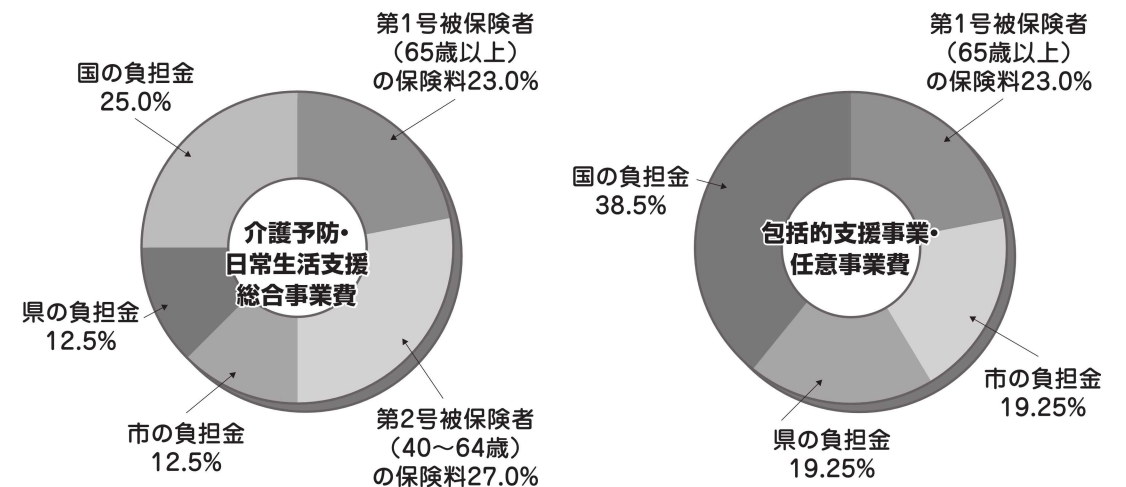
【※1】 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の人口比により設定されています。

	《平成30～令和2年度まで》	《令和3～5年度まで》	《令和6～8年度まで》
第1号被保険者	23%	→ 23%	→ 23%
第2号被保険者	27%	→ 27%	→ 27%

【※2】 施設等給付費→介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護にかかる給付費

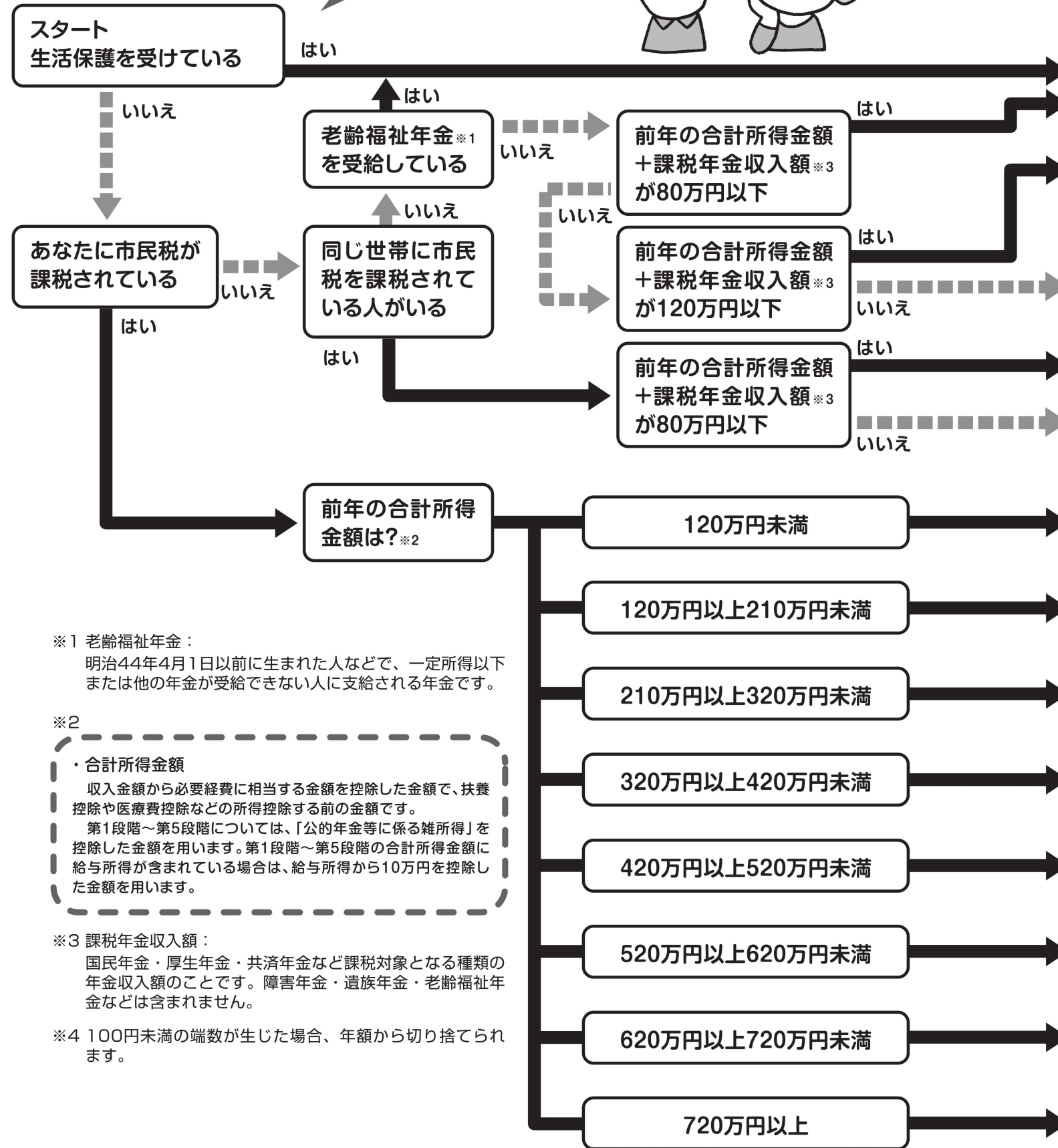
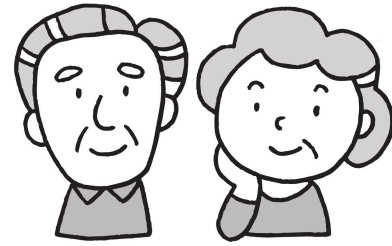
地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費 包括的支援事業・任意事業費



保険料額を確認しましょう

あなたの保険料段階は？



※1 老齢福祉年金：
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定所得以下または他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2
・合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除する前の金額です。
第1段階～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※3 課税年金収入額：
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※4 100円未満の端数が生じた場合、年額から切り捨てられます。

納めていただいた保険料は、公費とともに介護保険をささえる大切な財源になります。

●介護保険料額 保険料額は加入する月数によって、月割で算定されます。第1～3段階の方の保険料は公費により軽減されています。

段階	対象者	基準額 =5,600円	保険料額*4 令和6～8年度
第1段階	生活保護受給者 市民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税かつ 被保険者本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.285 (軽減前0.455)	年額 19,152円 月額 1,596円
第2段階	市民税世帯非課税かつ 被保険者本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.485 (軽減前0.685)	年額 32,592円 月額 2,716円
第3段階	市民税世帯非課税かつ第1段階、第2段階に該当しない 被保険者本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万超	基準額×0.685 (軽減前0.69)	年額 46,032円 月額 3,836円
第4段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.90	年額 60,480円 月額 5,040円
第5段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万超	基準額×1.00	年額 67,200円 月額 5,600円
第6段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が120万円未満)	基準額×1.20	年額 80,640円 月額 6,720円
第7段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満)	基準額×1.30	年額 87,360円 月額 7,280円
第8段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満)	基準額×1.50	年額 100,800円 月額 8,400円
第9段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満)	基準額×1.70	年額 114,240円 月額 9,520円
第10段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満)	基準額×1.90	年額 127,680円 月額 10,640円
第11段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満)	基準額×2.10	年額 141,120円 月額 11,760円
第12段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満)	基準額×2.30	年額 154,560円 月額 12,880円
第13段階	市民税被保険者本人課税 (被保険者の前年の合計所得金額が720万円以上)	基準額×2.40	年額 161,280円 月額 13,440円

65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は、年金の額によって、**特別徴収**と**普通徴収**に分かれます。

年金から天引きされる **特別徴収** 年金18万円以上（月額1万5千円以上）の方

▶年金から天引きされます

- 年金の定期払い（年6回）の際に、あらかじめ差し引かれます。
- 4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます（仮徴収）。
- 10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます（本徴収）。

★特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

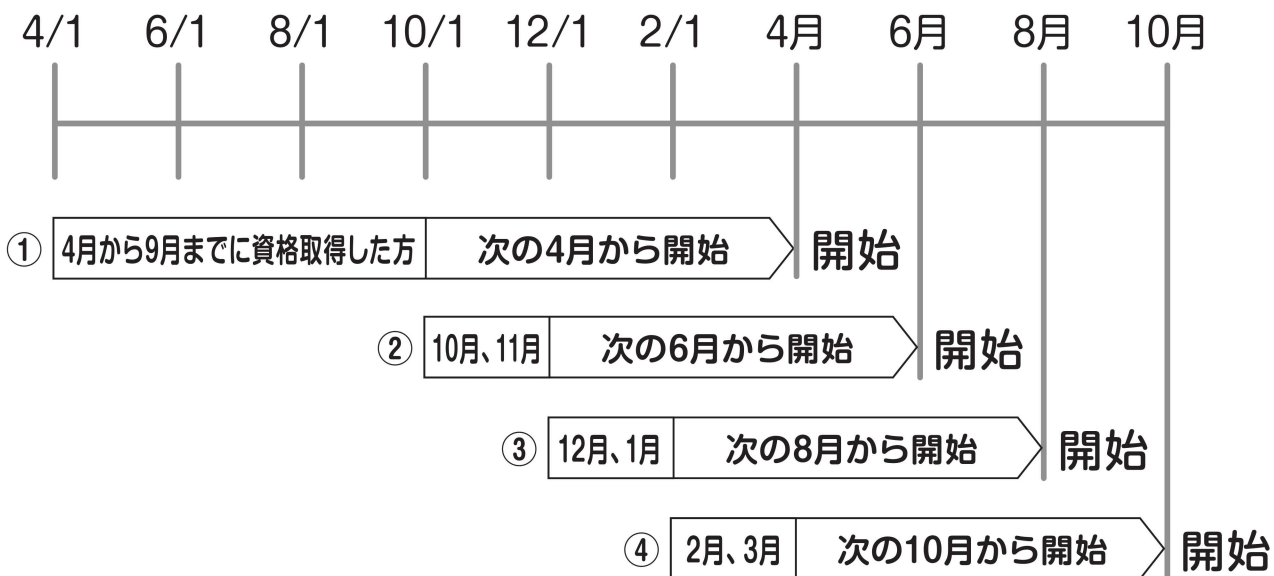


年金額18万円以上でも、こんなときは自分で納めます

- ◎年度の途中で65歳になったとき
- ◎年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ◎年度の途中で他の市区町村へ転出したとき
- ◎年度の途中で保険料額が変更となったとき など

▶保険料が年金から天引きされる時期（一般的な例）

特別徴収される開始月



※4月1日時点で年金を受給していない場合は翌年4月からの開始となります。
 ※「資格取得」とは、転入または65歳到達により「第1号被保険者」の資格を有することです。
 ※65歳到達日は、誕生日の前日となります。
 ※一般的には上記のとおりですが、年金の受給状況などにより、開始月が変わることがあります。

納付書で個別に納める

普通徴収

年金18万円未満（月額1万5千円未満）の方

▶納付書で個別に納めます

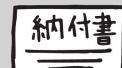
- 牧之原市から送付される納付書の納期にしたがって納めます。

! 口座振替をご利用ください

保険料を納め忘れないために、便利で確実な口座振替をおすすめします。

手続きは

- 保険料納付書
 - 預（貯）金通帳
 - 印かん（通帳の届出印）
- を持ってお近くの金融機関へ



保険料の納め忘れ・滞納にご注意ください 年金から差し引きではないの？

本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に「普通徴収」になる場合があります。年金から差し引かれると思っていて、うっかり納め忘れるケースもあります。ご注意ください。

保険料を滞納すると…

! 納付書で納める方はご注意ください。

期間に応じて次のような措置がとられます

★支払い方法の変更が保険証に記載されます。

<p>1年以上滞納した場合</p>	<p>利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によって、あとで保険給付分が支給されます。</p>
<p>1年6ヵ月以上滞納した場合</p>	<p>利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつづく、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。</p>
<p>2年以上滞納した場合</p>	<p>滞納した期間に応じて、利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給が受けられなくなります。</p>

★災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免等を受けられることがありますので、牧之原市役所介護保険担当へご相談ください。

財産の差押

介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、法律に基づく滞納処分として、預貯金、生命保険等の財産を差し押さえる場合があります。

第2号被保険者で医療保険の未納がある場合

第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）に医療保険料の未納がある場合、支払方法の変更と併せて、保険給付の一部または全部について一時的に差し止めるなどの措置がとられることがあります。